



- 社保通信をお届けします。P1～2..... 社会保険委員会からのお知らせ  
 P3..... 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置の終了について  
 P4..... 令和7年度特定医療材料価格調査の実施について

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険委員会からの伝達事項です。

## 社会保険委員会からのお知らせ

- ・CAD/CAM インレーの形成時(修形または KP 算定時)に CAD/CAM インレー窩洞形成加算【CADIn 形+150 点】の算定が無い場合は審査返戻になるのでご留意下さい。
- ・CAD/CAM インレーまたは CAD/CAM 冠を装着時、装着料(45 点)に加えて内面処理加算1 (アルミナ・サンドブラスト処理及びプライマー処理等+45 点)を算定するためには接着性レジンセメント(17 点又は 38 点)の算定が必須になります

### ～ F局とC治療 ～

#### 同日の場合

- ・「Ce-C」、「根C-C」病名で、同日にF局(Ce、根C)と別歯面の充填、修形、シーラント、う蝕処置の併算定が可能です。

#### 同月の場合

- ・F局から治療:同月内で、F局(Ce)後に必要があつて、充填、修形、シーラント、KP、PZ 等を行う場合は移行病名が必要です。 病名は「Ce→歯の破折・C」・「Ce→C」

#### 翌月の場合

- ・治療からF局:充填等を算定した後に、F局(Ce)の算定ができるのは翌月以降に限ります。  
 【摘要欄】「充填等が行われた歯面と Ce の管理を行う歯面」  
 病名は「C→Ce」・「Ce」

- ・パノラマ算定には口腔内を上下左右の4ブロックに分け3ブロックに傷病名が必要です。または、デンタルで概ね5枚以上に相当する傷病名が必要です。1つの傷病名でも水平埋伏智歯、Perico、顎関節症、顎骨吸収不全等の病名があればパノラマ算定はできます。(保険請求の手引 P109 参照)

令和7年 10 月1日より、下記の通り医療 DX 推進体制整備加算のマイナ保険証利用率によって加算の見直しが行われます。また、医療 DX 推進体制整備加算、在宅医療 DX 推進体制整備加算で施設基準の届出の要件で経過措置のあった電子カルテ情報共有サービスが令和8年5月 31 日まで再度延長されました。

医療 DX 推進体制整備加算			
電子処方箋：導入済		電子処方箋：未導入	
	歯科		歯科
加算1	11 点	加算4	9 点
加算2	10 点	加算5	8 点
加算3	8 点	加算6	6 点

\* 点数に変更はありません

### 医療 DX 推進体制整備加算の見直しについて

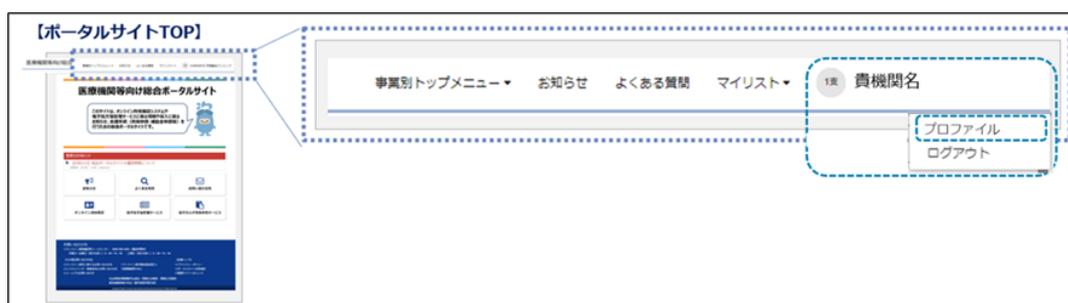
適用時期	R7.4.1～R7.9.30	R7.10.1～R8.2.28	R8.3.1～R8.5.31
利用率実績	R7.1～	R7.7～	R7.12～
加算1・4	45%	60%	70%
加算2・5	30%	40%	50%
加算3・6	15%	25%	30%

### 電子カルテ情報共有サービスの延長について

適用時期	～R7.9.30	R7.10.1～
経過措置	令和 7 年 9 月 30 日まで	令和 8 年 5 月 31 日まで

各医療機関におかれましては、ポータルサイトのマイページ、もしくは、毎月総合ポータルサイトから送られてくるメールにてマイナ保険証利用率を確認していただき、自院のレセプトコンピュータの設定を行い反映させていただきようお願い申し上げます。

ポータルサイトにログイン後、トップ画面右上部の貴機関名をクリックし、展開した「プロフィール」メニューをクリックすることで、マイページをご確認いただけます。



## 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の 見直しに伴う配慮措置の終了について

後期高齢者医療制度については、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の窓口負担割合を2割とするとともに、施行後3年間、外来療養に係る1ヶ月分の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が導入されてきました。この配慮措置の期間が令和7年9月30日をもって満了することに伴い、診療報酬の請求等におきまして下記内容についてご留意下さい。

### 1. 配慮措置に係る従前の通知の取扱いについて

配慮措置に係る従前の通知等における取扱いについては、令和7年9月30日をもって終了します。

### 2. 配慮措置の終了に伴うシステムの対応について

配慮措置終了後の診療報酬の請求が適切かつ円滑に行われるよう、必要に応じてレセプトコンピュータ等の改修等にご対応いただきますようお願いいたします。

### 3. 患者等からの問い合わせに対する対応等について

患者等から照会があった際には、必要に応じて、厚生労働省が設置する「後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンター」(下記)を案内いただく等、丁寧にご対応いただきますようお願いいたします。

## ～後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターの設置について～

### 【設置期間】

令和7年7月1日(火)～令和8年3月31日(火)※日曜日、祝日、年末年始は除く

### 【対応時間】

午前9時～午後6時

### 【電話番号】

0120-117-571(フリーダイヤル)

※ なお、マイナ保険証や資格確認書に係る問い合わせについては、引き続きマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にて承ります。

# 令和7年度特定医療材料価格調査の実施について

日本歯科医師会より標記調査依頼への協力および周知依頼がありました。

この調査は厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的としています。

無作為抽出法で約 610 の施設が対象となっています。

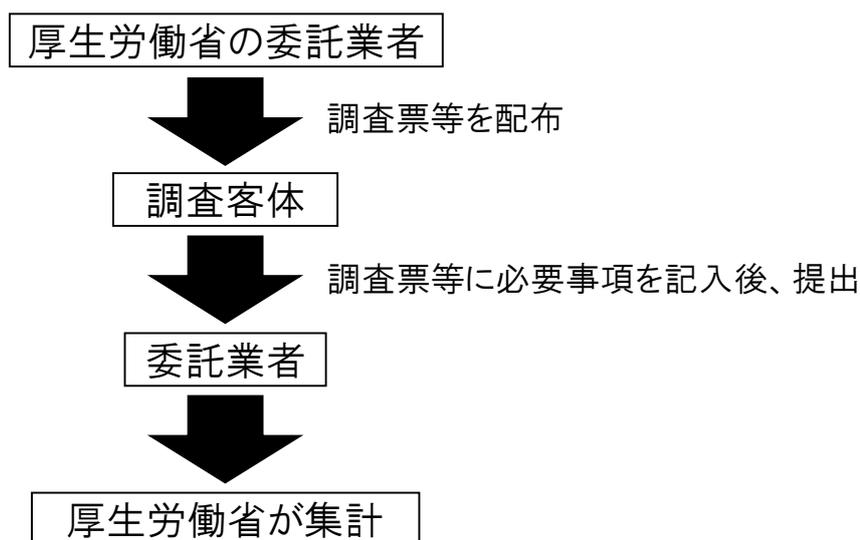
## 1. 調査項目

令和7年9月取引分のみの歯科材料の価格、数量

## 2. 提出期限

令和7年10月17日(金)迄

## 3. 調査実施方法



## 4. 委託業者(調査に関する問い合わせ先)

株式会社サーベイリサーチセンター

「厚生労働省 令和7年度特定保険医療材料価格調査事務局」

TEL:0120-201-715(平日 9:00~18:00)

E-mail: [zairyokakaku2025@surece.co.jp](mailto:zairyokakaku2025@surece.co.jp)

調査対象となった医療機関におかれましては、ぜひ、ご協力頂きますようお願い申し上げます。